

「都市公園内における民設民営型集会所設置に関する要綱」の改正について

1. 要綱設置の背景

平成16年に都市公園法（以下、「法」という。）及び同法施行令が改正され、公園管理者以外の者が公園施設を設置することができるよう要件が緩和されました。この公園施設の一つとして法第2条第2項第9号を受けた施行令第5条第8項に集会所が定められております。

本要綱は、今後、集会所について法第5条の規定による公園施設としての設置及び管理の申請手続きがあった場合、設置の可否等を判断するための基準を定めたものです。

2. 改正の概要

- ①今回の要綱の改正では、集会所を設置できる対象として都市公園法における「緑地」を追加いたします。
- ②集会所設置による都市公園としての効用の増進を図るため、運用基準として集会所周辺の清掃等の管理について、集会所設置者が担うことを明記します。

3. 改正の理由

現要綱では、集会所の設置を許可できる対象として、他の公園利用者の利便性を損なわない面積規模を有する公園を対象とする趣旨から、「面積1万平方メートル以上の住区基幹公園」を設置対象公園として定めました。

都市公園法上、公園と緑地を明確に差異化する規定がなく、現要綱の表現でも緑地内への設置が可能であることから、要綱に設置許可に当たっての運用基準として施設の周辺管理を位置付けたうえで、集会所の設置を許可できる対象として都市公園法の規定による「緑地」を追加することとしたものです。

緑地内に集会所を設ける際に、集会所周辺の樹木や落ち葉等の管理を設置者が担うことにより、緑地管理の適正化が図られるなど都市公園（緑地）としての効用が全うされることが期待されます。